

## みずほヘルパーステーション 運 営 規 程「居宅サービス」

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人みずほ会が開設するみずほヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、訪問介護を提供する。

### （運営の方針）

第2条 事業所の事業従事者は、利用者が要介護状態等であっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、身体介護その他の生活全般にわたり援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携をはかり、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### （事業所の名称および所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 みずほヘルパーステーション
- (2) 所在地 東広島市志和町志和東 810 番地 1

### （従業者の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤・兼務1名)  
管理者は、事業所の業務および従業者等の統括管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 1 名(常勤・兼務1名)  
サービス提供責任者は、管理者の命を受けて事業の利用申込みにかかる調整、訪問介護員等のサービス内容の管理を行うとともに、重要な事項については、管理者に報告する。
- (3) 訪問介護員 7 名(常勤・兼務 2 名、非常勤5名)  
訪問介護員は、管理者およびサービス提供者の命をうけて訪問介護および必要な業務を行う。
- (4) 事務員 1 名(常勤)

（営業日、営業時間およびサービス提供時間）

第5条 事業所の営業日、営業時間およびサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)については、応相談とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時から午後6時まで。ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとする。

（指定訪問介護の内容）

第6条 指定訪問介護は、指定居宅介護支援事業者または利用者等の作成した居宅サービス計画書にもとづいて、次に掲げるサービスの提供を行うものとする。

- (1) 身体の介護に関すること。
- (2) 生活援助に関すること。

（利用料およびその他の費用の額）

第7条 事業を利用した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準による。

- 2 法定代理受領サービスでない利用料については、政令で定める介護報酬の基準に準じる額とする。
- 3 第8条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行うサービスについての交通費は自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1kmあたり50円を徴収する。

（事業の実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は東広島市(黒瀬町、河内町、安芸津町を除く)とする。

（緊急時の対応）

第9条 事業所の従業者は、事業を実施中に利用者の症状等の急変およびその他の緊急事態が発生した場合、速やかに家族および主治医等に連絡する処置を講じるとともに主任および管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した

場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他重要な事項）

- 第11条 事業所は、事業のサービス提供にあたっては、居宅介護支援事業者およびその他のサービス事業者との連携に努める。
- 2 管理者は、訪問介護員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。
  - 3 訪問介護員の資質向上のため、研修の機会を確保する。
  - 4 管理者は、事業所の従業者が業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講じる。
  - 5 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の帰すべき事由により利用者の生命および身体ならびに財産に損害を及ぼした場合は、利用者およびその家族に対してその損害を賠償する。
  - 6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項については社会福祉法人みずほ会の理事長と事業所の管理者との協議にもとづき、これを定める。

## 付 則

この規程は、平成12年4月1日から、これを施行する。

この規程は、平成12年6月21日から、これを施行する。

この規程は、平成12年8月1日から、これを施行する。

この規程は、平成12年10月10日から、これを施行する。

この規程は、平成13年6月1日から、これを施行する。

この規程は、平成14年6月1日から、これを施行する。

この規程は、平成15年4月1日から、これを施行する。

この規程は、平成15年9月1日から、これを施行する。

この規程は、平成15年11月1日から、これを施行する。

この規程は、平成15年12月1日から、これを施行する。

この規程は、平成16年1月14日から、これを施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から、これを施行する。

（第 8 条：事業実施地域）

この規程は、平成 17 年 11 月 15 日から、これを施行する。

（第 7 条 3 項：事業実施地域を越える交通費）

この規程は、平成 18 年 4 月 2 日から、これを施行する。

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 20 日から、これを施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 23 年 7 月 12 日から、これを施行する。

この規程は、平成 23 年 8 月 22 日から、これを施行する。

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 21 日から、これを施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、令和1年 10月 1日から、これを施行する。

この規程は、令和3年 11月 1日から、これを施行する。

この規程は、令和6年 1月 1日から、これを施行する。  
(人員の変更)

この規程は、令和6年 3月 18日から、これを施行する。  
(虐待防止に関する事項)